

# 予防技術検定模擬テスト

## — 解説付 —

NO. 103

**【共通】問1** 統括防火管理者に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 高層建築物で、その管理について権原が分かれているものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから統括防火管理者を協議して定めなければならない。
- (2) 統括防火管理者が、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めて、当該防火対象物の防火管理者に対し、当該業務の実施のために必要な措置を講ずることを指示する際には、当該防火対象物の管理について権原を有する者の了解を得ることが必要である。
- (3) 統括防火管理者の専任義務のある防火対象物の管理について権原を有する者は、統括防火管理者を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。
- (4) 消防長又は消防署長は、統括防火管理者の専任義務のある防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は消防計画に従って行われていないと認める場合には、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

**【消防用設備等】問1** 次の文は消防法第17条の3の3である。

この文の括弧内の空欄に当てはまる用語の組合せとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。

消防法第17条の3の3

第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における（ ① ）（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、（ ① ）の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては（ ② ）又は（ ③ ）に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を（ ④ ）に報告しなければならない。

- (1) ① 消防用設備等又は特殊消防用設備等  
② 消防設備士免状の交付を受けている者  
③ 総務省令で定める資格を有する者  
④ 消防長又は消防署長
- (2) ① 消防用設備等  
② 登録講習機関の行う講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者  
③ 消防庁長官が定める資格を有する者  
④ 市町村長
- (3) ① 消防用設備等  
② 消防設備士免状の交付を受けている者

③ 消防庁長官が定める資格を有する者

④ 消防長又は消防署長

- (4) ① 消防用設備等又は特殊消防用設備等  
② 登録講習機関の行う講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者  
③ 総務省令で定める資格を有する者  
④ 市町村長

**【消防用設備等】問2** ガス漏れ火災警報設備に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 延べ面積が750㎡の地下街には、ガス漏れ火災警報設備を設置する必要がある。
- (2) 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が750㎡となる場合は、ガス漏れ火災警報設備を設置する必要がある。
- (3) 特定複合用途防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上で、かつ、消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が750㎡となる場合は、ガス漏れ火災警報設備を設置する必要がある。
- (4) ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域を、ガス漏れ火災警報設備の識別区域という。

**【防火査察】問1** 消防法第4条に基づく立入検査に関する事項のうち、不適切な記述は次のうちどれか。

- (1) 限られた時間において重点的、効率・効果的な立入検査を実施するため、消防対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備は重要である。
- (2) 立入検査の必要性の検討にあたっては、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況、火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い等を考慮する必要がある。
- (3) 立入検査の実施体制については、職員の予防関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、消防対象物の区分等に応じて、消防長等が事前に実施する職員を指定しておくことが重要であり、この場合、予防関係知識等が豊富な予防業務専従職員のみを指定する必要がある。
- (4) 立入検査の相手方に対する事前の通告については、法令上は事前の通告を必要としないが、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と火災予防上の必要性を比較し、事前に通告するかどうかを検討し、既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要がある

- (2) 分限処分の説明であるため、誤り。
- (3) 訓告は、懲戒処分ではないため、誤り。
- (4) 任命権者であるため、誤り。
- (5) 正しい。

**【行政手続】**

問1 答 (3)

- 解説 (1) 違法な行政行為と不当な行政行為に二分されるため、誤り。
- (2) 重大なだけでなく明白も無効の要件であるため、誤り。
- (3) 正しい。
- (4) 不作為は、非行政行為であるため、誤り。
- (5) 瑕疵が軽微であれば有効であるため、誤り。

**【警防】**

問1 答 (5)

解説 重要対象物周辺の火災を優先に活動する。

問2 答 (3)

解説 調整本部に対する報告に関すること。

問3 答 (2)

解説 発電時で最高80℃に達する。

予防技術検定模擬テスト

**【共通】**

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法第8条の2第1項。
- (2) 消防法第8条の2第2項。統括防火管理者は、防火対象物全体の防火管理業務を行う上で必要があると認めるときは、管理権原者の了解を得ずに防火管理者に対して当該業務の実施のために必要な措置を講ずることを指示することができる。
- (3) 消防法第8条の2第4項。
- (4) 消防法第8条の2第6項。

**【消防用設備等】**

問1 答 (4)

解説 消防法第17条の3の3では、消防用設備等又は特殊消防用設備等を定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが求められており、政令で定めるものの点検は、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者（消防設備点検資格者）に行わせる必要がある。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行令第21条の2第1項第1号参照。ガス漏れ火災警報設備は、延べ面積が1,000㎡以上の地下街に設置する必要がある。
- (2) 消防法施行令第21条の2第1項第4号参照。750㎡ではなく、1,000㎡以上となる場合にガス

漏れ火災警報設備の設置義務が生ずる。

- (3) 消防法施行令第21条の2第1項第5号参照。
- (4) 消防法施行令第21条の2第2項第1号参照。ガス漏れ火災警報設備の識別区域ではなく、ガス漏れ火災警報設備の警戒区域である。

**【防火査察】**

問1 答 (3)

- 解説 (1) 立入検査マニュアルにより適切。
- (2) 立入検査マニュアルにより適切。
- (3) 立入検査を実施することにより、消防対象物の実態等を把握することは、万一の場合に消防隊が効果的に消防活動等を行うために有効であると考えられることなどから、予防業務専従職員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制職員も含めて指定することが重要であるので、不適切。
- (4) 立入検査マニュアルにより適切。

問1 答 (1)

- 解説 (1) 実況見分は消防法第4条に規定する立入検査権などに基づき行うものであるため、不適切。
- (2) 違反処理マニュアルにより適切。
- (3) 違反処理マニュアルにより適切。
- (4) 違反処理マニュアルにより適切。

**【危険物】**

問1 答 (4)

解説 危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物の取扱いができない。危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内ごとに保安講習を受けなければならない。なお、移動タンク貯蔵所に乗車する場合を除き、免状の携帯は義務付けられてはいない。

〔参照条文〕

消防法第13条、第13条の23

危険物の規制に関する規則第48条第1号、第58条の14

問2 答 (4)

解説 自然発火性物質及び禁水性物質であるアルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所には、緊急時連絡先、応急措置手順書（イエローカード）及び用具（防護服、ゴム手袋、弁等の締付け工具及び携帯拡声器）を備え付けておくとともに、移送にあたっては、移送経路等を記載した書類の写しを携帯する。また、自動車用消火器のほか乾燥砂、膨張ひる石等を設けることとされている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第26条第1項第10号

危険物の規制に関する規則第40条の2の4第2項